

資料1

西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
平成30年5月28日

会議録（案）

会議の名称	男女平等参画推進委員会 平成30年度 第15回
開催日時	平成30年4月23日（月曜日） 午後6時00分から8時00分まで
開催場所	田無庁舎 5階 501会議室
出席者	出席：石崎委員長、小澤副委員長、井上委員、荻草委員、小松委員、佐々木委員、篠宮委員、鈴木委員、堀内委員、安田委員、山田委員 欠席：小林委員、佐藤委員、田村委員 事務局：小関部長、白井課長、福田係長、樋口主査
議題	（1）第14回男女平等参画推進委員会会議録（案）の承認について （2）委員の任命について （3）西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性活躍推進計画の体系等について （4）その他
会議資料の名称	【配布資料】 （1）第14回男女平等参画推進委員会会議録（案） （2）委員からの意見と対応について （3）計画の基本的な考え方 （3-1、3-2）西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性活躍推進計画の考え方、体系について （4）男女共同参画計画における「女性の活躍推進」の状況について （5）西東京市特定事業主行動計画（抜粋） （6）性的マイノリティに関する取組の状況 （7）計画の策定にあたって （8）西東京市の現状 （9）委員会・審議会等の参画状況 （10）他自治体の計画体系図（大田区・葛飾区・世田谷区・豊島区） 参考資料 計画の指標について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

【開会】

○委員長：これより第15回男女平等参画推進委員会を開催いたします。

事務局より配布資料を確認した。

事務局より委員の半数以上が出席しており委員会が成立している旨の報告をした。

(1) 第14回男女平等参画推進委員会会議録(案)の承認について

事務局より配布資料を確認した。

○委員長：事務局より説明をお願いします。

○事務局：今回は計画に関する初めての回であり、皆様からご意見をいただきましたので、会議内容の要点記録ではなく、発言内容をそのまま載せさせていただきました。

○委員長：既に見ていただいていると思いますが、会議録について訂正がなければ承認してよろしいでしょうか。

異議なく承認された。

(2) 委員の任命について

○事務局：岩本委員の後任は、新たに東京労働情報センターの国分寺事務所長になられた小林所長にお願いしたいと考えています。また、前田委員の後任には、青年会議所の総務委員会の委員長をされている佐藤委員にお願いをする予定です。深田委員の後任はまだ決まっておらず、欠員となっています。

(3) 西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性活躍推進計画の体系等について

○委員長：事務局より説明をお願いします。

(資料2～10について説明)

○委員長：基本理念と視点、基本目標について話し合っていきたいと思います。視点の「人権の尊重」ですが、前回「『男女』とすると男と女だけになってしまう」というご意見があったため、「誰もが性別等により」と変更されています。基本理念と視点については、こちらの案でよろしいでしょうか。

異議なく承認された。

○委員長：次に基本目標が4つありますが、「人権の尊重」を最初に持ってきた方が良いのではないかとご意見が出ています。

○委員：基本目標の順番は優先順位を表すのか、そうではないのか確認したいです。

○委員長：私たちが順番をどう考えるかということで、大事だから上、目立ってほしいから上、

などさまざまな考えはあると思います。優先順位ではないかと思います。

- 事務局：資料10として体系図の参考があります。他に資料4でも載っています。調べた限りでは、「人権」を前に持ってきている自治体もあれば、「あらゆる分野」を前に持ってきている自治体もありました。西東京市は、視点として「人権の尊重」が最初に来ていることを踏まえると、基本目標で「人権の尊重」が最初に来ても良いのではないかと考えています。
- 委員：このままの方が良いと思います。「人権」になると、暴力に対する施策が含まれるので、「あらゆる分野」が前に来る方が総括的になって良いと思います。
- 委員長：資料3-1の並び方が良いというご意見でした。他に何かありますか。
- 事務局：資料3-1では、基本目標の順番を入れ替えただけでなく、内容を見直して、3次計画では「あらゆる分野」に入っていた「男女の固定的性別役割分担意識の解消」や「家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進」という課題を、人権課題と捉え、「人権の尊重」にまとめさせていただきました。
- 委員：視点で、「人権の尊重」が一番上になっているので、基本目標の「人権の尊重」が一番上に来る資料3-2の並び方が良いと思います。
- 委員：あまりこだわりはないのですが、人権から始まると、市民が堅い印象を受けると思います。「あらゆる分野」のように、ひらがなが入っていると市民が親しみやすいと思います。
- 委員：ひらがなを使った方が市民にとっては良いと思います。
- 委員長：大田区の場合、「誰もが尊重される安心まちづくり」となっていて、中身を読んでいくと人権の尊重がある、というやり方もあるようですね。
- 委員：「人権の尊重」が一番の方が良いと思います。ただ、言葉を少し変えていけると良いと思います。
- 委員：言葉の問題と順番の問題が一緒になっているので難しいです。
- 委員長：言葉は後からでも、やわらかくできると思います。まず「人権の尊重」を最初に持つてくるか、ご意見はありますか。
- 委員：この計画は職員だけでなく、市民が自分たちの生活の中に紐づけていくものだと思うため、堅苦しい言葉ではなく、わかりやすい言葉で、市民が読んで理解できる言葉が適切かと思っています。順番については、人権が全体というイメージがあるため、人権が最初にあっても良いのではないかと思います。
- 委員：大田区のように、やわらかく書いていても内容を読むと人権のことが書かれているような形にできれば、「あらゆる分野」が先に来ていなくても良いと思います。
- 委員：少し戻りますが、視点について、「人権の尊重」のところでは「男女」ではなく「誰もが性別等により」と多様な性が入っていて良くなったと思うのですが、「男女平等参画」では「あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う」と書いてあり、ここでの「男女」を「あらゆる分野に性別を問わず誰もが対等な立場で参画し」とかできるのではないかと思います。いきなり性的マイノリティの方が排除されてしまったように思いました。この計画が「男女平等推進計画」であるため、変えるのは難しいかもしれませんが、少し、その点が気になり

ました。

○委員長：その件については、もう一度改めて考えましょう。

○委員：男女共同参画社会基本法は人権の尊重と個人の尊重から成り立つものなので、人権が一番上にくるのは賛成です。ただ、言葉は考えるべきかなと思います。堀内委員がおっしゃっていたように、視点において「誰もが性別等により」となっているので、整合性をとって「男女平等参画」のことも考える余地があるのかなと思います。

○委員長：これまでのご意見を踏まえると、「人権の尊重」が一番上にさせていただくということによろしいでしょうか。

異議なく承認された。

○委員長：視点のところの「男女平等参画」は、もう少し皆さんの宿題として考えてきていただきたいと思います。次に進めさせていただきます。次のご意見で、資料3-2の目標Ⅲにある課題「男女平等の視点による防災のまちづくりの推進」について、前は「男女平等の視点による防災・まちづくり」であったのですが、いかがでしょうか。

○委員：前は、防災とまちづくりを分けるから「・」でつないでいて、防災とまちづくりを一緒にするのであれば「の」になると思いますが、「・」が良いと思います。

○委員：「防災のまちづくり」にすると、まちづくりを防災の中で行うように見えるので、「防災・まちづくり」の方が良いと思います。

○委員：施策の内容をみると、「防災」がどちらにも入っているので、まちづくりだと壮大なことになるので、範囲が広いと思います。施策内容をみると、「防災のまちづくり」ではないかなと思います。

○委員長：皆さん何か他にお考えはありますか。男女共同参画の視点による「まちづくり」は大きなプランニングとして大事だと思いますので、課題の「地域活動における男女平等参画の推進」などが地域活動というところでまちづくりの範囲でしょうか。

○委員：施策に「地域防災活動」と書いてあったので、これは防災活動かなと思います。

○委員長：「まちづくり」が消えてしまうのではないかと心配です。他にご意見はありますか。

○委員：防災におけるまちづくりということで、「防災のまちづくり」で良いのではないかと思います。

○委員長：ご発言がなければ「防災のまちづくりの推進」ということで、言葉は変わるかもしれませんがそのように落ち着くということによろしいですか。

異議なく承認された。

○委員長：基本目標3-4「子育て・介護の支援」について、前は「子育てへの支援」と「介護への支援」と別になっていたものを一本化する方法もあるのではないかとというご提案です。ご意見を出してくださった方は、育児休業等は取りやすくなってきているけれど、介護に関する休暇等はまだまだ取りにくいということです。ただ、必要としている支援や考え方としては育児

の場合も介護の場合も似ているということでした。介護では休暇等が取りにくいのは、そこに何の差があるのかを考えてみる必要があると思います。子育てと介護の大きな違いはどこにあるのか、それによって二つにわけると分けないか考えられると思います。

○委員：育児をする男性には「イクメン」という言葉ができていますが、介護をする男性には言葉がないです。

○委員長：少数かもしれませんが、働き盛りの男性が介護を理由に退職するまでに至る方が急が増えてきているというデータがあるようです。

○委員：母親が自分の娘にみてもらうことは良いけれど、息子の妻にみてもらうことはなかなか難しいようなので、息子がそういうことになるようです。

○委員長：職場では女性が休むことに対しては抵抗がないけれど、男性が休むことに対しては抵抗があるということです。

○事務局：特定事業主行動計画について補足させていただきますが、次世代育成推進法に基づいて少子化対策や子育ての推進などの目標が設定されています。育児に関しては制度的な面でも進んでいますが、介護はこういったものに対応するものがないのではないかと思います。

○委員長：支援制度も遅れているということですね。

○委員：介護は認定されると有料ですが介護サービスが受けられるため、働きながら在宅で介護できる場合もあります。施設への送迎付サービス等もあります。介護休業は1年取る人はいないと思いますが、育児休業の場合、女性は大体の人は1年取っているのではないかと思います。男性の育休は、2週間くらいではないかと思います。

○委員：子育てと介護は分けた方が良いと思います。理由の一つは、福祉の法律が改正されて、介護保険制度の認定が今までよりも厳しくなっていて、高齢者の介護を地域で担わなければいけない方向に変わっているからです。介護の人を皆で地域で見ているという考え方になっているので、文字として分けてあった方が良いのではないかと思います。

○委員：二つに分けたときのデメリットはなんですか。二つに分けた方がアプローチの仕方がきめ細かくなって丁寧だと思います。できるのであれば、二つにした方が良いと思います。

○事務局：デメリットは特にないと思いますが、今回の課題として、共通の課題としてまとめられるかなということでもまとめてみました。強いて言えば、細かく分かれているところを少しまとめた方が全体として見やすくなる部分もあるということです。

○委員：まとめると弱くなるので、分けて良いと思います。

○委員長：目標を見ると、ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍を推進するためには子育てと介護への支援だという流れになっているため、これを二つに分けて、子育ての支援も必要、介護の支援も必要ということにしたいという皆さんのご意見ということでよろしいでしょうか。異議なく承認された。

○事務局：女性活躍推進計画の範囲について少しご議論いただきたいと思います。

○委員長：委員、前回おっしゃっていただいた内容についてご説明お願いいたします。

- 委員：資料3-2で基本目標Ⅲの「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進」の中で、課題「経済活動における女性の活躍の推進」だけを女性活躍推進計画にしてよいのか疑問があります。他の自治体も見ていただくと、他の分野における女性の活躍の施策を含んでいるところがあります。ただ、資料7をみると、計画の位置づけとして、基本目標が女性活躍推進計画になるような書き方となっているので、記述の違いについてお聞きしたいです。
- 事務局：資料7の（4）は資料3-2の体系と合っていないので、ご議論いただければと思います。
- 委員：資料7の（4）が西東京市の意向だと思ったため、どこを議論したらよいかわかりにくいのでお聞きしたいです。
- 事務局：資料7の（4）は、検討段階の考え方で、体系図を修正した際に合わせて修正しておくべきでした。今回出させていただいた体系を基に、ご議論いただきたいと思います。
- 委員長：もう一つ、西東京市配偶者暴力対策基本計画が目標Ⅰ-3に入っているのですが、それに準じて女性活躍推進計画も同じレベル（課題）に入れたということです。女性活躍推進法は時限立法であり、10年経ったらどうなるかというところですが、ポジティブ・アクションとして課題レベルに位置づけるお考えだと思っておりました。
- 事務局：配偶者暴力対策基本計画については、限定的なものにならざるを得ませんが、女性活躍推進計画はもう少し広く捉えられるものなので、広く捉えて基本目標レベルに設定して、配偶者暴力基本計画とレベル感を合わせていないところなどもありますが、レベルについては合わせた方がよいのではないかと考えています。
- 委員：課題としての設定にすることは良いと思うのですが、そうであれば経済活動だけで女性活躍推進計画とするのは違和感があります。なぜなら、女性活躍推進法をみると、経済活動だけでなく、西東京市にも特定事業主行動計画もあり、女性が職場において活躍できるようにするには、働き方改革などになっていくということがあります。たどって行けば経済活動にはなると思いますが、女性の活躍は経済的などところだけではないので、現在の場所に入れることは違和感があります。
- 委員長：皆さんに分かりやすくするためには、例えばどこにいれると良いと思いますか。
- 委員：基本目標Ⅲ「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進」に入れるのは、イクボス宣言もされており、西東京市らしさが出て良いと思います。そうすると、西東京市の特定事業主行動計画が入ってこなくなるので、そこはどうしていくのか疑問があります。他の自治体を見ていると、違う項目でも計画として扱っているのでも、それはそれで対応ができるのではないかと思います。
- 委員長：いずれにしても、基本目標Ⅲにいれても、経済活動の関係になりますよね。
- 委員：経済活動につながると思いますが、法律の主旨はそこではないと思います。
- 委員長：女性活躍推進法は、タイトルそのものが「職業生活における」となっているわけですから、そこはどうぞご理解なさるでしょうか。
- 委員：今の体系を見ていると、施策がそれしかないのかなと思います。就労支援などは入って

くるとはと思いますが、ワーク・ライフ・バランスなどを含めていたり、他の自治体を参考にした方が良いのかなと思いました。

- 委員長：基本目標の文言を変えることになりませんか。
- 委員：どこまで捉えるかは考える必要があるとは思いますが、広く捉えた方が良いと思います。
- 委員長：一つの考え方として、男女平等参画推進計画の一冊全部が女性活躍に係っているから、こういった計画を立てていると考えているので、ピンポイントで職業生活の部分ポジティブ・アクションとしてやっていくことで、安田委員が言うように、突き詰めていくと、ワーク・ライフ・バランスやあらゆる分野の男女平等でやっていかなければいけないということに落ち着くようになるのではないかと思います。しかし、全体的な部分で大きくしてしまうと、見えにくくなってしまふような気がします。職業に就く、職業を選ぶなどを女性の活躍を推進する切り口にするという方法もあるように思います。
- 委員：そこも大切だと思うのですが、女性活躍を進めるためには、ワーク・ライフ・バランスが進まないといけないということがあると思うので、どうしたら女性が辞めずにすむか、再就職ができるかなどが、女性活躍が目指すところなので、今の状況を見ると、大きく捉えた方が良いと思います。
- 事務局：女性活躍の範囲については、これからまた考えていただければと思います。
- 委員長：皆さんそれぞれ考えていただきたいと思います。配偶者暴力対策基本計画は課題の位置で落ちているため、必ずしも、基本目標に計画がきても事務的には違和感がないということですか。
- 事務局：広く解釈をするというところであればできるのではないかと思います。
- 副委員長：女性活躍を推進するにあたって、ワーク・ライフ・バランスを取ってしまうのはおかしいように思います。
- 委員長：委員のご提案の「女性活躍推進計画」を「目標」というところに入れるというところが大丈夫かどうか、事務局で考えていただきたいと思います。
- 事務局：他自治体では、目標レベルに入っているところもありますが、課題レベルで入れられたらと考えています。というのは、配偶者暴力対策基本計画は目標レベルに持ってくることはできないので、課題レベルで合わせられたらと思っております。

(4) その他

- 事務局：5月15日（火）までに、女性活躍推進計画の範囲や「性的マイノリティ」という言葉の使い方、その他ご意見をいただければと思います。次回は5月28日（月）、502会議室で行います。議題としては、今日の続きと29年度の評価もお願いしたいと考えております。
- 委員長：これで閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

【閉会】